

廃止措置実施方針の概要

平成 30 年 12 月 26 日

日本原子力研究開発機構

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴い、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者（以下「事業者」という。）に対し、事業を開始しようとするときまでに廃止措置実施方針を作成し、既に事業の許可等を受けている事業者には、平成31年1月1日までに、これを公表することが義務付けられています。

廃止措置実施方針の公表制度に関連して、平成29年11月22日に関連規則及び「廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド」（以下「運用ガイド」という。）が、原子力規制委員会です承されており、廃止措置実施方針の作成等に係る具体的な記載項目等が示されています。

原子力機構においては、運用ガイドで示されている「記載する内容（16項目：別表参照）」に従って廃止措置実施方針を作成しています。

冊構成としては、法令要求のあるもので24冊、また、法令要求のない施設（41条非該当施設）についても自主的に廃止措置実施方針を作成しており、法令要求のないものが6冊で計30冊となっています。

作成した廃止措置実施方針は、本日（12月26日）より原子力機構のインターネットホームページに掲載しています。

以 上

運用ガイドに示された 16 項目
(1) 氏名又は名称及び住所
(2) 工場又は事業所の名称及び所在地
(3) 原子炉の名称
(4) 廃止措置の対象となることが見込まれる原子力施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地
(5) 解体の対象となる施設及びその解体の方法
(6) 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
(7) 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む）
(8) 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及び廃棄
(9) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
(10) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
(11) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
(12) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
(13) 廃止措置の実施体制
(14) 廃止措置に係る品質保証計画
(15) 廃止措置の工程
(16) 廃止措置実施方針の変更の記録